

令和5年5月2日

保護者様

三芳町教育委員会

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の対応について

日頃より、本町の教育活動にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

標記の件につきまして、このたび文部科学省から令和5年4月28日付けで「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について（周知）」（以下、「文部科学省通知」）等が示され、本年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されることとなりました。それに伴い「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。

つきましては、5類感染症への移行後、下記のとおり対応することとしますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1 健康観察について

- (1) 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理して登校せず、登校を控えてください。
- (2) 毎日の体温チェック・提出等は不要です。

2 児童生徒の出席停止について

- (1) 陽性者（有症状）
発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとします。
- (2) 陽性者（無症状）
陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまでとします。
- (3) 体調不良者（医師等から登校を控えるよう指示された者）
学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまでとします。

3 部活動の対応

- (1) 活動停止
陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行わないこととします。
※ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、校長が必要に応じて活動停止及びその期間を判断します。

(2) 活動停止期間中の公式大会等への参加

教育的な意義を踏まえ、教育委員会及び大会等主催者に協議の上、参加の可否を判断します。

4 給食等の食事をする場面における対応について

- (1) 食事の前後の手洗いを徹底します。
- (2) 大声での会話は控え、飛沫を飛ばさないように注意するよう指導します。
- (3) 適切な換気を確保します。

5 マスク着用の考え方等について

学校教育活動に当たっては、マスク不要を基本とします。

- (1) 健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにします。
- (2) 地域や学校において感染が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられますが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにします。
- (3) 熱中症になる危険性が高まることから、校庭や体育館などで運動するときには、マスクを外せない理由等に配慮した上で、マスクを外すよう指導を行います。
- (4) 児童生徒の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- (5) 咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導します。